

○山口県都市計画公聴会規則

昭和四十五年四月一日

山口県規則第十四号

山口県都市計画公聴会規則をここに公布する。

山口県都市計画公聴会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条の規定に基づき、知事が開催する公聴会(以下「公聴会」という。)の手續について必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第二条 知事は、次に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合においては、公聴会を開催するものとする。

一 法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画(都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十三条第一号に規定する軽易な変更を除く。)

二 知事において住民の意見を聞くことが必要であると認める都市計画

2 公聴会は、都市計画区域ごとに、当該都市計画区域に係る都市計画の案について行なうものとする。

(公告)

第三条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の二週間前までに、その日時及び場所、公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案(以下「都市計画の案」という。)その他公聴会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、山口県報に登載して行くとともに、当該都市計画に係る都市計画区域を管轄する土木事務所及び関係市町の掲示板に掲示して行なうものとする。

(平一八規則二・一部改正)

(公述の申出)

第四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(平一五規則七二・一部改正)

(公述人の陳述及びその制限)

第五条 前条の規定により書面を提出した者(以下「公述申出人」という。)は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、当該書面に記載された意見の内容が当該都市計画の案に関係がない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の場合において、同種の趣旨の意見を有する者が多数あつて、知事が必要と認めるときは、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。

3 知事は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限することができる。

4 知事は、第二項の規定により公述人の選定をし、又は前項の規定により公述時間の制限をするときは、公平かつ適正に行なわなければならない。

(通知)

第六条 知事は、前条第一項ただし書の規定に該当する書面を提出した公述申出人があるときは、

その旨を当該公述申出人に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第二項の規定により公述人の選定をし、又は同条第三項の規定により公述時間の制限をしたときは、理由を付してその旨を当該公述申出人又は当該公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第七条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰するものとする。

(公述人の発言)

第八条 公述人は、公聴会においては、すべて議長の指示に従い、その許可を得て発言しなければならない。

- 2 公述人は、第四条の規定により知事に提出した書面の内容の範囲をこえて発言してはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(制限の違反に対する措置)

第九条 議長は、公述人の発言が、第五条第三項の規定による制限に違反したとき、若しくは前条の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その者の発言を制止し、若しくは禁止し、又はその命令に従わないときは、その者に対し、退場を命ずることができる。

(代理人等)

第十条 公述人は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

- 2 前項の規定により代理人に意見を述べさせようとする公述人は、あらかじめ、委任状を知事に提出しなければならない。

(質疑)

第十一条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

(公聴会の秩序維持)

第十二条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。

(記録の作成)

第十三条 知事は、公聴会に関する記録を作成しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
- 二 都市計画の案
- 三 出席した公述人の住所、氏名及び職業
- 四 公述人が述べた意見の要旨又は全文
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二号)

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附則(令和三年規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。